

航空機燃料税の軽減措置の延長について

令和4年4月
(令和7年4月改訂)
国 税 庁

令和5年4月に租税特別措置法（以下「租特法」といいます。）の一部が改正され、航空機燃料税の軽減措置が令和10年3月31日まで延長されるとともに、軽減される税率が次のように見直されました。

航空機の種類	本 則 税 率 (航空機燃料税法)	軽 減 後 の 税 率				
		平成23年4月1日 ～ 令和3年3月31日	令和3年4月1日 ～ 令和4年3月31日	令和4年4月1日 ～ 令和7年3月31日	令和7年4月1日 ～ 令和9年3月31日	令和9年4月1日 ～ 令和10年3月31日
一般国内航空機 (注1)	1キロリットルにつき 26,000円	18,000円	9,000円	13,000円	15,000円	18,000円
沖縄路線航空機 (注2)	1キロリットルにつき 13,000円	9,000円	4,500円	6,500円	7,500円	9,000円
特定離島路線航空機 (注3)	1キロリットルにつき 19,500円	13,500円	6,750円	9,750円	11,250円	13,500円

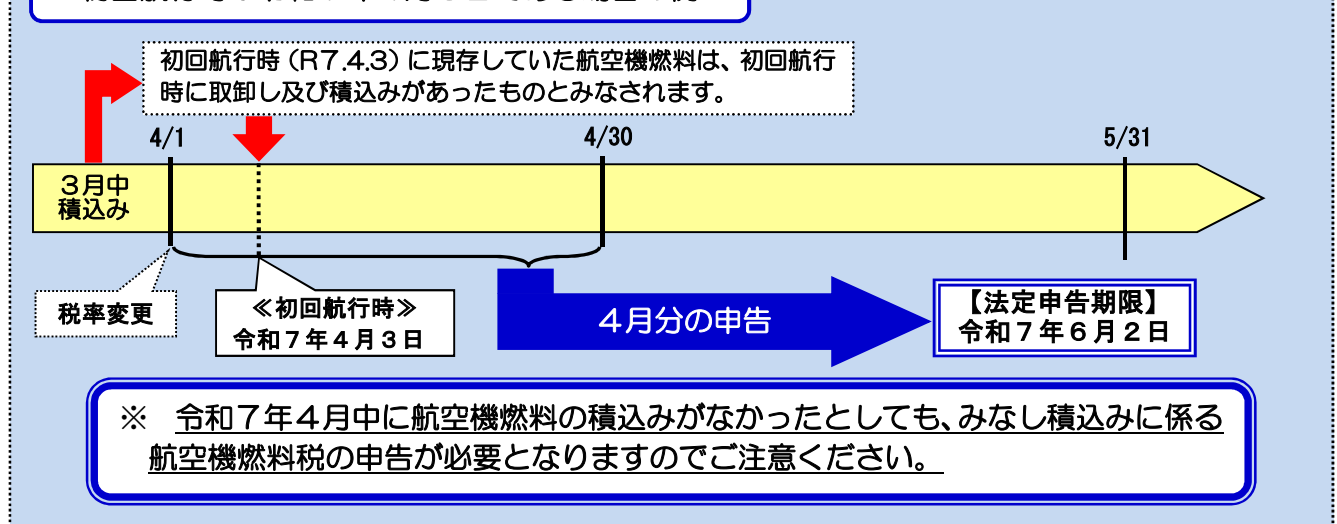
- (注) 1 「一般国内航空機」とは、租特法第90条の8の2第2項に規定する一般国内航空機をいいます。
2 「沖縄路線航空機」とは、租特法第90条の8の2第1項に規定する沖縄路線航空機をいいます。
3 「特定離島路線航空機」とは、租特法第90条の9第1項に規定する特定離島路線航空機をいいます。

「みなし取卸し」及び「みなし積み込み」に係る航空機燃料税の申告

税率の変更があった日以後最初に航行する時（以下「初回航行時」といいます。）において、その航空機に変更前の税率で課税された航空機燃料が現存する場合には、初回航行時に、変更前の税率で課税された航空機燃料を取り卸したものとみなされ（みなし取卸し）、かつ、変更後の税率で航空機燃料が積み込まれたものとみなされます（みなし積み込み）。

「みなし取卸し」に係る税額（控除税額）及び「みなし積み込み」に係る税額（課税額）については、取卸し及び積み込みがあったとみなされる日の属する月分の税額の計算に含めて、法定申告期限内に申告してください。

初回航行時が令和7年4月3日である場合の例



事 例

- ・ 初回航行時：令和7年4月3日
 - ・ 初回航行時に現存していた航空機燃料：0.2kl
 - ・ 令和7年4月中の航空機燃料積込量：10kl
- ※ 沖縄路線航空機及び特定離島路線航空機でない航空機とする。

初回航空時に現存していた航空機燃料（0.2kl）については、初回航行時に取り卸し、かつ、積み込んだものとみなされます。

したがって、令和7年4月分の航空機燃料税額は次のように計算されます。

〈令和7年4月分の航空機燃料税額の計算〉

- ① 令和7年4月中積込みに係る税額 $= 10\text{kl} \times 15,000\text{円} = 150,000\text{円}$
- ② みなし積込みに係る税額 $= 0.2\text{kl} \times 15,000\text{円} = 3,000\text{円}$
- ③ みなし取卸しに係る税額（控除税額） $= 0.2\text{kl} \times 13,000\text{円} = 2,600\text{円}$
- ④ 納付すべき税額 $= ① + ② - ③ = 150,000\text{円} + 3,000\text{円} - 2,600\text{円}$
 $= \underline{150,400\text{円}}$

初回航行時に航空機に現存していた航空機燃料の数量

初回航行時に航空機に現存していた航空機燃料（以下「残存航空機燃料」といいます。）の数量は、原則として、その航空機の操縦室に備え付けられた燃料計により測定することとなりますが、この方法により測定した数量が、航空日誌や給油伝票等の書類により確認（計算）できないなど、残存航空機燃料の数量が明らかでない場合には、次のように、合理的にその数量を推計して差し支えありません。

【残存航空機燃料の数量の推計】

- ① 初回航行時の直前の給油後における燃料タンク内の航空機燃料の数量を推計
：燃料タンクの容量以下、給油量以上の範囲内での合理的な数量を算出
- ② 初回航行時の直前の給油後、初回航行時までに消費した航空機燃料の推計
：航空日誌等に基づき、航行時間に応じた消費量を算出
- ③ 残存航空機燃料 $= ① - ②$

「みなし取卸し」及び「みなし積込み」に係る税額を含めずに申告してしまった場合には

「みなし取卸し」及び「みなし積込み」に係る税額を含めずに、取卸し及び積込みがあったとみなされる日の属する月分の申告書を提出した場合、その申告書の法定申告期限後においては、「みなし積込み」に係る税額については修正申告する必要がありますが、「みなし取卸し」に係る税額については、期限内に提出する申告書においてのみ控除できることとされていることから（航空機燃料税法第12条）、翌月分以降の期限内申告書において控除することとなります。

なお、その申告書の法定申告期限内であれば、「みなし取卸し」及び「みなし積込み」に係る税額を含めて計算した申告書を再提出することができます。

- ご不明な点や詳細につきましては、最寄りの税務署にお問い合わせください。
- 税務署での面接による相談を希望される方は、お待ちいただくことなく相談に対応できるよう、あらかじめ電話により面接日時等を予約（事前予約制）していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。
- 国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）には、申告・納付等に関する各種パンフレット、各種手続に使用する様式等を掲載しています。



この社会あなたの税がいきている

国税庁 法人番号 7000012050002